

令和 3 年 9 月 2 日 開会

令和 3 年 第 3 回

つがる市議会定例会

提出議案市長説明要旨

つ が る 市

本日ここに、令和3年第3回つがる市議会定例会の開会にあたり、上程されました議案について、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思いを思います。

議案説明の前に「ゼロカーボンシティ宣言」について申し上げます。

近年、世界各地で地球温暖化が要因とみられる気候変動の進行により、自然災害が頻繁化、激甚化しております。

2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命前からの平均気温上昇の幅を2度未満とする」目標が国際的に共有され、2018年にはIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書において、「気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までにCO₂の実質排出量をゼロにすることが必要」とされました。

また、令和2年10月、政府が2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを表明しました。

本市においても、第2次総合計画後期基本計画の中の「やすらぎと安心のあるまちづくり」のため、主要施策に「自然と共生する生活環境の整備」を掲げ、良好な風況や太陽光など、再生可能エネルギーの活用を推進し、二酸化炭素排出削減を図ることとしております。

そして、市民、事業者との協働により地球温暖化対策を進め、「2050年までに、二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指すことを、ここに宣言いたします。

議員各位並びに、市民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました予算案5件、決算5件、条例案4件、諮問1件の、合わせて15件についてご説明申し上げます。

まず、予算案についてご説明申し上げます。

議案第60号「令和3年度つがる市一般会計補正予算（第4号）案」は、当初予算に見込めなかった経費、緊急を要する経費などについて、所要の予算措置を講ずることとしたものであります。

その結果、一般会計の予算規模は既決予算に5億6,536万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を242億9,275万4千円とするものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、款を追ってご説明申し上げます。

総務費においては、財政管理費について、令和2年度の決算剰余金などを踏まえ、減債基金に3億135万円を追加計上いたしました。

企画費については、再生可能エネルギー導入目標策定業務として、1,000万円を新たに計上いたしました。

この業務は、2050年までの脱炭素社会を見据え、鱒ヶ沢町、深浦町と共同で、再生可能エネルギーをどれぐらい導入し、有効活用するかについての目標を2年間で策定するものであり、冒頭で申し上げました「ゼロカーボンシティ宣言」に関連する予算となっております。

民生費においては、認定こども園等整備事業費補助金の追加や、事業費確定に伴う各種返還金等を追加計

上いたしました。

衛生費においては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費に所要の経費を追加計上いたしました。

農業費においては、経営継承・発展支援事業補助金として800万円を新たに計上いたしました。

土木費においては、道路維持工事費に5千万円を追加計上したほか、蓮花田橋の落下に伴う予算の組替えをいたしました。

次に歳入予算について、ご説明申し上げます。

補正予算の主なる財源といたしましては、普通交付税の交付額が確定したことから、5億6,637万5千円を計上したほか、令和2年度決算に基づく繰越金4億8,346万6千円を追加計上いたしました。

また、当初予算で見込んでいた減債基金からの3億7,000万円の繰入金を全額減額いたしました。

財源調整は、財政調整基金からの繰入金の減額により行いました。

議案第61号から議案第64号までの令和3年度各特別会計等の補正予算案4件につきましては、

ご審議の際に、詳細なご説明を申し上げます。

次に決算についてご説明申し上げます。

決算の認定については、議案第65号から議案第69号までの5件を提案しております。

令和2年度つがる市一般会計及び特別会計の決算が確定しましたので、地方自治法の規定に基づき、監査委員の意見並びに関係書類を付して認定を求めるものであり、いずれの会計におきましても、実質収支の黒字を確保したものとなっております。

次に、条例案についてご説明申し上げます。

議案第70号、専決処分した「つがる市個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更されることに伴い、所要の改正をするものであります。

本改正条例は、早急に措置する必要がりましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本職において専決処分したものであります。

議案第71号「つがる市過疎地域における固定資産

税の特別措置に関する条例を廃止する条例案」は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日をもって失効したことに伴い、同法に基づき制定されていた本条例を廃止するものであります。

議案第72号「つがる市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例案」は、令和3年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域内の産業振興を効果的に推進するため、新たに定めるものであります。

議案第73号「つがる市宮屏風山牧野条例の一部を改正する条例案」は、家畜保護施設の完成に伴う使用料を定めるほか、所要の改正をするものであります。

最後に、諮問についてご説明申し上げます。

諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件」は、任期途中で辞任した委員の後任として、近藤^{こんどうせつこ}節子氏を新たに推薦いたしたく、意見を求めるため諮問するものであります。

以上をもちまして、提出議案の概要についてご説明

申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何卒、慎重にご審議の上、原案どおり御承認、御議決、御同意を賜りますようお願い申し上げ、提出議案の説明といたします。